(七)　一―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(八)　二―メチルプロピル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(九)　メチル＝二―メチル―三―フェニルオキシラン―二―カルボキシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（こども家庭庁）

一　児童扶養手当法施行令の一部改正関係

1　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条の二関係）

2　児童扶養手当の支給の制限に係る所得基準額を引き上げるとともに、所得税に係る扶養控除の見直しに伴い、当該所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（第二条の四関係）

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正関係

所得税に係る扶養控除の見直しに伴い、特別児童扶養手当等の支給の制限に係る所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しないものについては、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（第二条及び第七条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　この政令は、令和六年一一月一日から施行することとした。ただし、二の事項は、同年八月一日から施行することとした。

政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表国土交通省の項中「六〇、一七〇人」を「六〇、二〇八人」に改め、同表合計の項中「三〇六、七四六人」を「三〇六、七八四人」に改める。

附則第二項の表国土交通省の項中「六〇、二一〇人」を「六〇、二四八人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年七月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十五号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中「第四条第二項第九号」を「第四条第二項第十号」に改める。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄